

◎新潟県告示第494号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の徴収事務を次のとおり委託した。

平成29年4月11日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 委託した事務

新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例（平成12年新潟県条例第51号）第8条第1項に規定するパーキング・メーターの作動に係る手数料の徴収に関する事務

2 受託者の氏名又は名称及び住所

新日本警備保障株式会社

長野県長野市上千歳町1121番地1

3 委託の始期

平成29年4月1日